

令和7年5月19日14時00分  
近畿地方整備局

## 『受発注者コミュニケーションガイド』を改訂しました ～受発注者間のコミュニケーションを図り、建設業の働き方改革を推進～

近畿地方整備局では、令和6年2月に「受発注者コミュニケーションガイド」を作成し、受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進しています。

この度、建設業法等の改正や物価高騰等の社会情勢の変化などを踏まえ、受発注者双方の働き方改革の更なる推進のため、「受発注者コミュニケーションガイド」を改訂しました。

### 【改訂のポイント】

- 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正を受け、「資機材・労務の高騰や供給不足」が発生した場合において、受注者が契約変更協議を申し出た際の対応協議の義務化を明記。
- 工事進捗定例会議の開催による受発注者間の役割分担の明確化、土木工事書類作成スリム化ガイド・受発注者コミュニケーションガイドの概要説明の徹底。
- 手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として行われている、設計変更審査会の対象工事、出席者の明確化。

※「受発注者コミュニケーションガイド」は近畿地方整備局 HP に掲載しています。

[https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\\_information/gijutsukanri/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html)

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 企画部

技術管理課 課長 ほんだ あきら 本田 明(内線3311)

建設専門官 まつもと こういちろう 松本 光一郎(内線3312)

電話 06-6942-0207(直通)

## R7.5月版の主な改訂箇所

### I 設計変更ガイドライン（案）

- 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正を受け、「資機材・労務の高騰や供給不足」が発生した場合において、受注者が契約変更協議を申し出た際の協議対応を義務化。（P7）

### V 受発注者間のコミュニケーション

- 工事進捗定例会議における会議内容の明確化（P19）
  - 受発注者間の役割分担の明確化、土木工事書類作成スリム化ガイド・受発注者コミュニケーションガイドの概要説明の徹底、正式な会議名称での招集・開催。
- 設計変更審査会における対象工事及び出席者の明確化（P21）
  - 簡易な工事や数量変更のみの場合を除き、すべてを対象。
  - 副所長の出席を必須。

## 受発注者コミュニケーションガイド

～工事請負契約におけるガイドライン（総合版）*key points*～



令和7年5月

近畿地方整備局

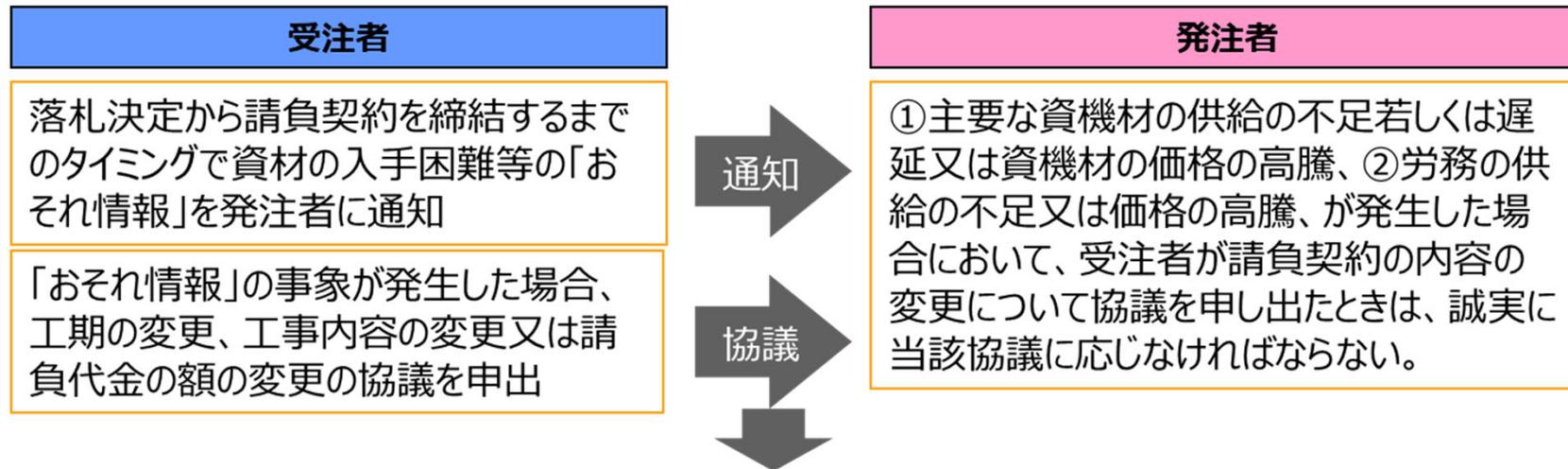
## (8) 資機材・労務の高騰や供給不足 (契約書第22条、26条) <設計変更可能なケース>

新規ページ

○公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象※が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第13条2)

※国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象(公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。)とする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 労務の供給の不足又は価格の高騰

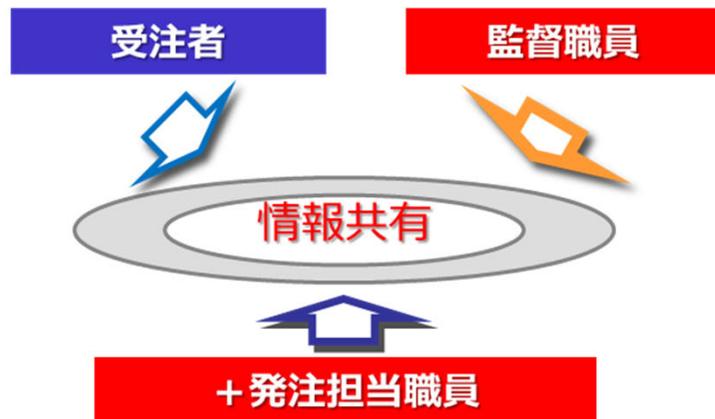


受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- ex. ア. 資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合
- イ. 資機材の供給がひっ迫し、地域外からの輸送が必要となったり、納期遅延が生じることで工期延期が必要な場合
- ウ. 労務の不足により、地域外からの労働者確保に送迎や宿泊等の間接費が必要となる場合

## 【定期的な取組み】工事進捗定例会議（工事工程の受発注者間情報共有）

休日の取得・長時間労働の改善に向け、受発注者間の工程情報の共有化、協議の迅速化など、現場のコミュニケーションの円滑化推進を図る取組み。



### 【工事進捗定例会議（受注者、監督職員）】

#### ■対象工事

維持作業を除くすべての工事。

#### ■開催

週1回開催を原則とし、進捗状況等に応じて隔週開催も可

#### ■内容

工程管理及び受発注者の役割分担を主に、工事実施に関する課題や協議・設計照査等の回答状況などについて行う。

監督職員は、課題等を所内会議等で報告し、事務所と情報共有。

### 【工事工程の情報共有（受注者、監督職員、発注担当等職員）】

【第1回目の工事進捗定例会議に実施】

第1回目

① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。

② 工事発注時チェックシートと、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係箇所等を既存の工事平面図等に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。

③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。

④ 土木工事書類作成スリム化ガイド、受発注者コミュニケーションガイド、工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明

以降

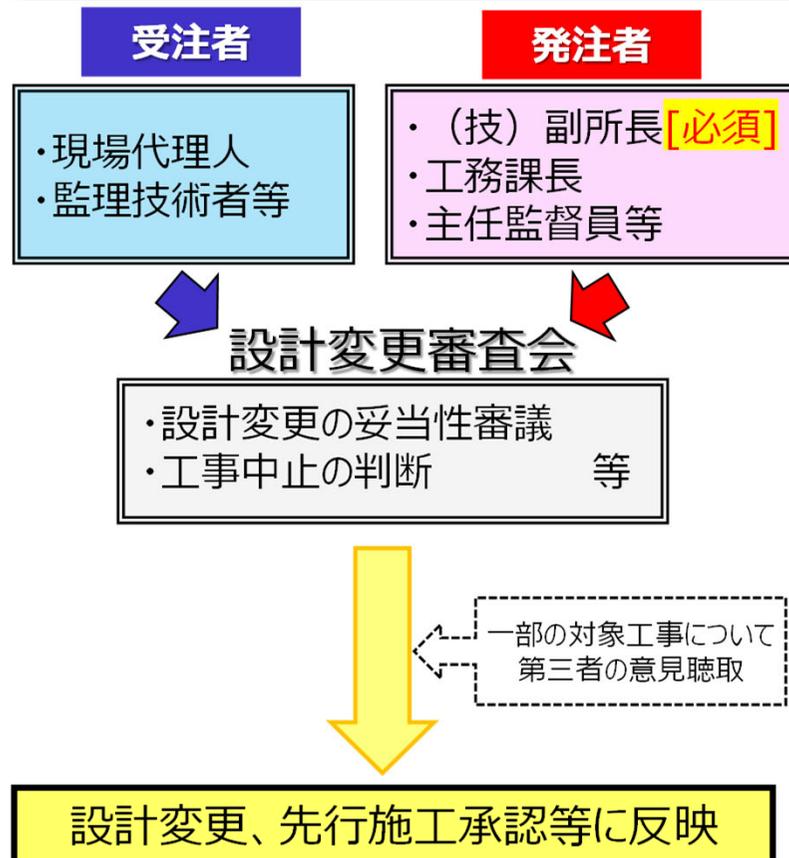
上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。

### 【会議の補足メモ】

- 今後、受発注者双方で、「工事進捗定例会議」を定着させるため、正式な会議名称で招集・開催すること。
- 履行報告書などの仕様書で定める既存資料を活用すること。Web（遠隔臨場）を活用することも可
- 事務所との情報共有資料については、監督員が作成すること。

## 【手続き迅速化の取組み】設計変更審査会

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、受注者と発注者が設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組み。



### ■ 対象工事

- ・維持作業を除くすべての工事
- ・設計変更の対象となる指示・協議を行うとき  
(簡易な工事や数量変更のみの場合は対象外とする事ができる)
- ・工事中止の判断を伴う協議を行うとき

### ■ 出席者

- 発注者：(技) 副所長**[必須]**、  
工務課長、主任監督員等 (設計・工事発注・工事監督の担当)
- 受注者：現場代理人、監理技術者等

### ■ 開催

- ・受注者より設計変更協議があった場合、速やかに開催するものとするが、事務の効率化等を図るため、適宜工夫する。
- ・受注者又は発注者の発議により開催する。

### 【審査会の補足メモ】

- 開催の効率化・迅速化を図るためWeb会議・遠隔臨場も活用すること。
- 回答期限日等を鑑みて、複数の協議をまとめて審査することも可。
- 会議の議事録は、発注者が作成し、受注者と共有すること。